

『令和４年度千葉地方労働審議会労働災害防止部会』

日時 令和５年３月２４日（金）９：４５～

場所 千葉労働局 ３階 労働基準部会議室

１．開会

○司会（三橋）

皆様、お待たせ致しました。定刻になりましたので、ただ今から「令和４年度千葉地方労働審議会労働災害防止部会」を開会いたします。

私は千葉労働局労働基準部健康安全課 課長補佐の三橋と申します。部会長が決まるまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

はじめに事務局から事前配付させていただきました資料について確認をさせていただきます。

「議事次第」、「出席者名簿」、「委員名簿」、１ページ目に「厚生労働省組織令（抄）」と標題のあるもの、「配付資料一覧」、「資料№１ 第１４次労働災害防止計画（案）」、「資料№２ 第１４次労働災害防止計画（案）の概要」の７点となっております。

事前配付資料については、本日ご携行をお願いしているところですが、お持ちでない場合や、資料に不足するもの、不都合などがございましたら、説明の途中でもお手を挙げてお知らせいただければ、事務局からお届けいたします。

それでは、次第の２、開会にあたりまして、佐保千葉労働局労働基準部長からご挨拶を申し上げますこととしておりましたが、本日、体調不良のため出席できず、代わりに工藤健康安全課長があいさつ申し上げます。

２．部長挨拶（代読）

○工藤健康安全課長

佐保労働基準部長のあいさつを代読させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また、朝早くから令和４年度千葉地方労働審議会労働災害防止部会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様方には日頃から労働基準行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

本日の本部会では、労働災害の防止に関する専門の事項について、皆様委員からの御意見をいただき、私どもの推進する対策に反映をさせていくこととしております。

さて、委員の皆様ご承知のとおり本年は、第１３次労働災害防止計画の最終年

に当たります。13 次防においては「死亡者数の 15%以上の減少、死傷者数の 5 %以上の減少」を目標に掲げておりますが、昨年の県内の労働災害の状況をみますと、死亡者数は 23 人と、前年比 2 人の増加となりましたが、過去 2 番目に少ない人数となりました。一方で、死傷者数は令和 5 年 2 月末現在の速報値で 11,938 人と、千葉局の統計上初めて 1 万人超となり、前年比 80.9%の増加し、平成 29 年との比較でも 143.1%の大幅増加となりました。増加の要因は、新型コロナウイルス感染症による罹患者数の増大の影響もありますが、コロナ関連を除いても 19.9%の増加となっており、13 次防の目標からはかなりの隔たりがあるといわざるを得ません。これら労働災害においては、労働災害発生率が高い高年齢労働者の労働災害の増加や中小事業場における労働災害の発生が顕著となっています。

さらに、近年は、働き方改革への対応やメンタルヘルス不調、女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等、労働者の健康保持増進に関する課題は多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっています。加えて、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきております。

このような中、いよいよ来月から令和 5 年度を初年度とする 14 次防がスタートすることとなります。

第 14 次防については、千葉労働局管内の状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を盛り込んだものとしていくことが必要と考えております。

委員の皆様には、忌憚のないご審議をお願いしたいと存じます。

本日は積極的なご議論をよろしくお願い申し上げます。

3．委員紹介等

(1) 委員紹介

○司会（三橋）

それでは、次第の 3、委員紹介でございます。

本日は、千葉地方労働審議会今期の最初の労働災害防止部会でございますので、議事に入る前に労働災害防止部会委員の皆様方をご紹介します。

紹介に当たりましては、配付しております「千葉地方労働審議会 労働災害防止部会委員名簿」の順に沿って、ご紹介いたします。

はじめに、公益代表委員です。

高村委員です。

○高村委員

高村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（三橋）

細田委員です。本日はご欠席となります。

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

板倉委員です。

○板倉委員

板倉です。よろしくお願いいたします。

○司会（三橋） 中島委員です。

○中島委員

中島です。よろしくお願いいたします。

○司会（三橋）

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。

下村委員です。

○下村委員

下村委員です。よろしくお願いします。

○司会（三橋）

塩入委員です。本日はご欠席となります。

以上、ご紹介させていただきました。

（２）成立状況報告

○司会（三橋）

それでは、はじめに本日の委員の出席状況等について、事務局からご報告いたします。

本日の出席委員は、定数 6 名のうち 4 名で、委員の 3 分の 2 以上の出席をいただいております。

従いまして、地方労働審議会令第 8 条第 3 項により、同条第 1 項の規定を準用して、部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会議の公開につきまして、ご説明申し上げます。千葉地方労働審議会運営規程第 7 条により、同規程第 5 条が準用され、本部会は、原則として公開することとされており、その議事録につきましても、公開させていただくこととなりますので、ご了承願います。

また、議事録につきましては、当局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご了承願います。

なお、本部会は開催の公示を行いました、傍聴の希望者はございませんでしたことを報告いたします。

4. 議題

○司会（三橋）

それでは、議事に移りたいと思いますが、部会長が決まるまでの間、私が議事の進行をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事は、お手元の次第4のとおり、3件の議題がございます。

議題の第1は、「部会長の選出」でございます。

第2は、「部会長代理の指名」でございます。

第3が、「第14次労働災害防止計画（案）」についてでございます。

（1）部会長の選出

○司会（三橋）

それでは、議題の第1、部会長の選出です。

地方労働審議会令第6条第4項に基づき、部会長の選出を行わせていただきます。

当該部会に属する公益を代表する委員のうちから当該部会に属する委員が選挙することとなっております。

本日、ご出席いただいている公益を代表する委員は高村委員おひとりでございますが、委員の皆様の挙手をもって選挙とさせていただくことにご異議はございますでしょうか。

○【出席委員全員】

異議なし

○司会（三橋）

高村委員を部会長とすることに異議のない方は挙手願います。

○【板倉委員、中島委員、下村委員】（挙手）

○司会（三橋）

賛成3名により部会長を高村委員と決定いたします。

では、千葉地方労働審議会運営規程第4条及び同第7条に基づき、これより、進行を労働災害防止部会の部会長にお願いします。

高村部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員

部会長の高村でございます。

只今、ご指名いただきました部会長の高村でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 労働災害防止部会長代理の指名について

○高村部会長

では、議題の第 2、「労働災害防止部会長代理の指名について」です。

地方労働審議会令第 6 条第 6 項に、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表とする委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされております。

当部会の公益を代表とする委員は、私と細田委員の 2 名でありますことから、部会長代理につきましては細田委員を指名させていただきたいと存じますがご異議はございますでしょうか。

○【出席委員】

異議なし

○高村部会長

当部会長代理について細田委員を指名いたします。

(3) 14 次労働災害防止計画 (案)

○高村部会長

続きまして、議題の第 3、「14 次労働災害防止計画 (案)」についてです。

「14 次労働災害防止計画 (案)」については、3 月 8 日開催されました千葉地方労働審議会において当部会に審議が附託されており、千葉地方労働審議会運営規程第 10 条 1 項及び労働災害防止部会運営規程第 2 条に基づき審議することとなります。

説明については、工藤健康安全課長からお願い致します。

なお、各委員からのご意見、質問等は、説明が終わった後にお受けいたします。

それでは、工藤健康安全課長、お願いします。

○工藤健康安全課長

健康安全課長の工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第 14 次労働災害防止計画について、資料 2 を使用してご説明申し上げます。なお、本日の説明では、第 14 次労働災害防止計画を「14 次防」、第 13 次労働災害防止計画を「13 次防」と略して呼称させていただきます。

14 次防は、全国計画の実効ある推進を図るために、千葉労働局管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえて策定することとしておりますので、第 13 次労働災害防止計画における実績や浮かび上がってきた課題についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

まず始めに 13 次防の主な目標に対する千葉労働局管内の実績について説明いたします。

13 次防の目標は、平成 29 年に比較して最終年の令和 4 年までに死亡者数を 15%以上の減少、死傷者数を 5%以上の減少としています。

死亡者数については、左グラフの青色折れ線のとおり減少傾向にあり、令和 4 年は 23 人と、過去 2 番目に低い水準であり、13 次防の数値目標 36 人以下を達成しております。休業 4 日以上之死傷者数については、右グラフ青色折れ線のとおり増加しており、令和 4 年 12 月時点の速報値で 1 万人超となっております。コロナ関連を除いても増加傾向となっており、5 %以上の減少目標は達成できないことが確定しております。

増加の要因として、第三次産業や中小規模事業場における安全衛生対策の取組が遅れていること、また 60 歳以上の労働者の割合が増加した影響と分析しております。

なお、労働者の作業行動に伴う転倒等の死傷災害が約 4 割を占め高い割合となっております。

3 ページをご覧ください。

13 次防の重点業種のうち、建設業と製造業の死亡者数の推移については、ともに 13 次防期間中、減少傾向にあり、13 次防の目標は達成しています。

4 ページをご覧ください。

13 次防重点業種の社会福祉施設、陸上貨物運送業、小売業の労働災害の状況については、御覧のとおり 13 次防計画期間中、増加傾向となっており、コロナ関連を除いても増加しています。これら 3 業種は 13 次防の目標は達成できませんでした。

5 ページをご覧ください。

業種別に見てみると、左のグラフのとおり、第三次産業が平成 29 年と比較して大きく増加しています。また、右の円グラフのとおり、全産業の事故の型別で見ると転倒と動作の反動・無理な動作といった作業行動に起因する災害が 37%、約 4 割と増加しています。次いで、墜落・転落、機械などによる挟まれ・巻き込まれとなっています。

6 ページをご覧ください。

次に、労働者の健康確保関係についてご説明します。

左円グラフ「通院している就業者の割合（全国）」から、働く人の3人に1人が通院しており、右折れ線グラフの「定期健康診断結果の有所見率」では、全国も千葉局も増加傾向で推移しています。

労働者の高齢化の進行に伴い、さらに有所見率が上昇していくことが予想されます。

このような状況を踏まえると疾病を抱えながら働くことのできる職場環境づくりを引き続き推進していく必要があります。

7ページをご覧ください。

続いて過重労働等に係る労災補償状況についてです。

左グラフは、長時間労働等過重な労働により脳・心臓疾患を発症したとする労災補償状況です。労災支給決定された件数は減少傾向にあるものの、いまだ年10件近くが発生しています。

また、右グラフのとおり、精神障害等に係る労災補償状況については、増加傾向となっており、令和3年度は請求件数・支給決定件数ともに過去最多

8ページをご覧ください。

メンタルヘルスに関する状況（全国データ）については、上の折れ線グラフのとおり、29人以下の小規模の事業所についてはメンタルヘルス対策の取組が低調となっています。右の囲みは千葉労働局の状況ですが、10～29人以下の小規模事業所が低調で全国とほぼ同様の傾向にあります。

下の棒グラフは、メンタルヘルス対策の取組内容に係るグラフですが、千葉労働局も全国とほぼ同様の取組となっています。

9ページをご覧ください。

メンタルヘルスに関する参考資料で、ともに全国データですが、右グラフの丸囲みのとおり、取り組み方がわからない、専門スタッフがいらないなど、メンタルヘルス対策の推進にあたっての課題が見えています。

10ページをご覧ください。

これも全国のデータで参考として示すものですが、上グラフのとおり、仕事や職業生活で、強い不安やストレスとなっていると感じる労働者は、半数以上となっています。また、下グラフのとおりこれらストレスの原因として、仕事の量や質、仕事の失敗などとなっています。

11 ページをご覧ください。

13 次防の目標に対する達成状況を申し上げます。

「重点業種別」でみると、建設業と製造業で目標達成する一方で、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店では、死傷者数が増加し、目標は達成できないことが確定しています。

12 ページをご覧ください。

「健康確保対策」については、ストレスチェックに関しては 88%の事業場が取り組んでおり、目標を達成しています。

腰痛については、第三次産業が 10.3%減少と目標達成していますが、陸上貨物運送事業は 40%増加で目標未達成となります。

熱中症についても 86.9%の増加で目標未達成となります。

13 ページをご覧ください。

千葉労働局管内の労働災害の現状についてご説明します。

労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものでありますが、増加要因を挙げると、作業行動に起因する災害、いわゆる行動災害が増加していることが挙げられます。行動災害が増加する要因としては、労働者の高齢化や第三次産業・中小事業者における安全衛生対策の取組の遅れが輻輳的に影響しています。

また、多様な働き方が進み、外国人労働者が増加していることも 要因となっています。

さらには、特定の業種、例えば建設業や製造業では、死亡災害が減少したとはいえ、依然、年に複数発生しており、また、陸上貨物運送業、小売業などの第三次産業で死傷災害が増加しています。これら災害については、各々の業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めています。

14 ページをご覧ください。

職場における労働者の健康状態等においては、労働者の高年齢化が一層進行するに伴い、通院している就業者も 3 人に 1 人といった現状であるにも、治療と仕事が両立できる職場環境には十分ではない状況があり、また、過重労働やメンタルヘルス不調による健康障害を生じさせる状況が依然として見られます。

さらには、13 次防期間中に見えてきた課題として、化学物質等を起因とする労働災害の状況等が挙げられます。中でも昨年 4 月に、危険性又は有害性等を有する化学物質全てが規制の対象とされ、その一方で事業者の自律的な化学物質の管理へと転換されることから、自律的管理を定着させていく必要があります。また、石綿ばく露や粉じん作業による健康障害防止対策の徹底も必要となって

います。

15 ページをご覧ください。

このような現状等を踏まえ、今後の対策の方向性として、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう意識啓発していくことが重要です。

基本として、誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要としております。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要としております。これが今までとは異なる方向性となります。

また、中小規模事業場に対する助成などの支援や新規事業者に対して 14 次防を教示すること、契約時に、安全で衛生的な作業遂行を損なうような条件を付さないことや安全衛生経費を確保することなども必要であるとしています。

16 ページをご覧ください。

続いて、14 次防の概要についてご説明いたします。

計画期間は、2023 年度から 2027 年度までの 5 か年となります。

14 次防の方向性については、先ほどの説明と同様、「厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。」ことに加え、「転倒等の個別の安全衛生の課題への取組」、「労働災害を繰り返すような悪質な事業者に対しては厳正に対処する」こととしております。

2 つ目の個別の安全衛生の課題については、以下 8 つの重点対策で取り組むこととしています。

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策
- 個人事業者等に対する安全衛生対策
- 業種別の労働災害防止対策
- 労働者の健康確保対策
- 化学物質等による健康障害対策

17 ページをご覧ください。

8つの重点対策のうち、 と を除く重点対策について着実に成果を上げるため、新たに2つの指標を定めることとしました。

1つはアウトプット指標で、事業者に取り組んでいただきたい事項の進捗状況を指標とするものです。もう1つはアウトカム指標で、事業者が、アウトプット指標に示した事項に取り組み、その結果、得られる成果の状況を示す指標です。

例えば、重点対策 の作業行動に起因する労働災害防止対策については、アウトカム指標に、「増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける」としています。そのためには、少なくとも50%以上の事業者が、ハード・ソフト両面の転倒災害対策に取り組んでいく必要があります。このようなことから、アウトプット指標として、50%以上の事業者の取組を設定しております。

18 ページをご覧ください。

こちらは、労働者の健康確保対策のアウトプット・アウトカム指標一覧です。

また、この表の欄外の青囲みのおり、上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも、「死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上の減少、死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる」といった結果が期待されることとなります。

19 ページをご覧ください。

続いて、重点対策ごとの具体的取組について説明します。

具体的取組については、「労働者の協力を得て事業者が取り組むこと」と「局署が取り組むこと」の2つで構成しております。なお、「労働者の協力を得て」と明記したのは、本計画が初めてです。

それでは、重点対策 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の具体的取組について申し上げます。

事業者の取組としては、主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組んでいただくとともに、国や労働災害防止団体の支援や コンサルタントの活用も図っていただくこととしております。また、デジタル技術、AI等の新技術等を活用し、作業の安全化を推進することとしております。また、健康診断情報等のデータ保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、保険者とのコラボヘルスに取り組むこととしています。

局署等の取組としては、安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価される環境を整備するとともに、全衛生対策のDX推進のための助成などの支援を行っていくこととしています。

20 ページをご覧ください。

次は、重点対策 「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」についてです。

令和4年の本省アンケート調査では、整理整頓など物理的な転倒防止対策に取り組んでいる事業場の割合は約8割、転倒しにくい身体づくりなどのソフト的な対策に取り組んでいる事業場は5%という結果から、事業者の取組としては、転倒災害は対策すべきリスクであると認識して、ハード・ソフト両面の対策を実施していただくこととし、ソフト面の対策として、転倒を予防するため、労働者の身体機能の低下を抑制する取組や、非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時安全衛生教育を徹底していただくことなどとしております。

局署の取組としては、転倒・腰痛災害による経済的損失について見える化を推進するとともに、転倒等災害防止の装備、設備等を普及、促進するほか、ノーリフトケアといった介護技術や介護機器等の導入など腰痛の予防対策を普及していくこととしております。特に行動災害の増加が著しい小売業や介護施設については、令和4年度に設置した管内のリーディングカンパニー等を構成員とする＋SAFE協議会の場を活用して、効果的な転倒防止、腰痛予防対策を検討するとともに、好事例を収集し、活動成果の発信を行い、当該業界への取組を促進することとしております。

21 ページをご覧ください。

こちらは、SAFEコンソーシアム・SAFE協議会の全体像とスポーツ庁が展開しているSページをご覧ください。ort in Lifeプロジェクトに関する資料、転倒災害防止のためのチェックリストを参考として入れさせていただいております。

22 ページをご覧ください。

こちらも参考となりますが、重点対策 については、転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会の検討報告を踏まえた取組を行うこととしていることから資料として入れさせていただきました。令和4年9月27日に、検討会で中間整理が行われ、本省に報告されたものです。

23 ページをご覧ください。

こちらのグラフは、産業構造が第三次産業化するにつれて、転倒や腰痛等の作業行動を起因とする災害が多く発生、または増加傾向にあることを示している資料となります。

24 ページをご覧ください。

重点対策 「高年齢労働者の労働災害防止対策」についてです。

高年齢労働者の災害防止対策については、事業場の実態に応じて、エイジフレンドリーガイドラインに取り組むことが有効と考えられております。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効とされております。

その一方で、令和4年の本省アンケート調査において、エイジフレンドリーガイドラインを知らない事業場の割合が約8割、ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は約1割という結果を踏まえ、事業者の取組としては「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を推進していただくとともに、転倒災害は対策すべきリスクであると認識した取組を行っていただくこととしております。また、健康診断情報等のデータ保存などとともに、保険者と連携してコラボヘルスに取り組んでいただくこととしております。

局署の取組としては、エイジフレンドリーガイドラインのエッセンス版を活用して周知し、併せて、コラボヘルス推進のための費用を支援（エイジフレンドリー助成金）を周知・活用勧奨することとしております。

25 ページをご覧ください。

参考情報ですが、上グラフは、60歳以上の死傷者数とその割合は、増加傾向にあることを示しているもので、死傷者4人に1人は60歳以上になっています。

右下のグラフから、特に女性は50歳以上の中高年齢で、男性よりも死傷者数が多くなっております。

26 ページをご覧ください。

重点対策 「多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策」についてです。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる安全衛生上の理解不足が問題になっていることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられます。

このようなことから、事業者の取組としては、外国人労働者に対しては、安全衛生教育マニュアルを活用した安全衛生教育や健康管理を行っていただくこととしております。また、多様な働き方への対応としては、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づく労働者の安全と衛生の確保をしていただくこととしております。

局署の取組としては、「副業・兼業ガイドライン」等を周知するとともに、自

身の健康管理を適切に行えるツール(支援アプリ)の活用促進を図ることとしております。技能実習生をはじめとした外国人労働者に対しては、安全衛生教育のため漫画や VR 等を活用した手法を提示するほか、ピクトグラム安全表示の普及することとしております。

27 ページをご覧ください。

重点対策 「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」についてです。

令和 3 年 5 月の最高裁判決を踏まえ、昨年 4 月に、健康障害防止措置を事業者に義務付けている安衛法第 22 条に基づく 11 の省令が改正され、本年 4 月 1 日から施行が予定されています。

改正要旨は、中ほどの囲み「省令改正要旨」のとおり、事業者から作業等の一部を請け負った請負人や、同じ場所で作業を行う労働者以外の者等に対し、労働者と同等の保護措置を事業者に義務付けするものとするものです。

事業者の取組としては、改正省令で規定された保護措置を行っていただくこととしており、局署の取組としては、改正省令の内容を周知していくこととしております。

28 ページをご覧ください。

重点対策 「業種別の労働災害防止対策」のうち、「陸上貨物運送業」について説明します。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、荷役作業の安全ガイドラインに基づき災害防止対策を進めることが有効です。その一方で、荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を行っている事業場（荷主事業場を含む。）は約 3 割に留まっております。

このことから事業者の取組としては、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、荷主も含め荷役作業の安全対策に取り組んでいただくとともに、作業の状態に合った腰痛予防対策を実施していただくこととしております。

局署の取組としては、荷役作業に関する墜落・転落防止を強化するため、労働安全衛生規則等が改正されることから、改正内容を周知していくとともに、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図ることとしております。さらには、重量物取り扱い作業等について、腰痛予防に実効性のある対策を周知していきます。

29 ページをご覧ください。

重点対策 の「建設業」についてです。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっている

ことから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効です。

そのため、事業者の取組としては、手すりや、墜落制止器具などの墜落防止措置の徹底、はしご・脚立等の安全な使用の徹底、リスクアセスメントの実施などに取り組んでいただくこととしております。

局署の取組としては、足場の点検の確実な実施のほか、一側足場の使用範囲等、墜落・転落災害防止対策の周知等に取り組むこととしております。

30 ページをご覧ください。

重点対策 の「製造業」についてです。

製造業における労働災害については、特に機械によるはさまれ・巻き込まれによる災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、メーカー、ユーザーそれぞれにおいて、はさまれ巻き込まれ防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除することが有効です。

事業者の取組としては、残留リスクに対するリスクアセスメントの実施するなどに取り組んでいただくこととしております。

局署の取組としては、「危険性又は有害性等の調査に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施と情報提供を促進していくこととしています。

31 ページをご覧ください。

重点対策 の「石油コンビナート」についてです。

千葉県には、日本有数のコンビナートが立地していることから、千葉労働局独自取組として計画しております。

石油コンビナートにおいてひとたび事故及び災害が発生するとその影響は甚大となる可能性があることから、特に事故や災害が発生しやすい非定常作業におけるリスクアセスメントの実施を確実に進めることが有効です。

事業者の取組としては、非定常作業を行うに当たっては、関係者間で把握してリスクアセスメントを実施していただくこと等となります。

局署の取組としては、爆発・火災をはじめとする異常現象対策として、管内の石油コンビナート関係事業場に対し、災害防止対策協議会(市原臨海地区、袖ヶ浦地区)等を通じて、非定常作業におけるリスクアセスメントの実施を指導していくとしております。

32 ページをご覧ください。

重点事項 「労働者の健康確保の推進」のうち、「メンタルヘルス対策」についてです。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効とされています。

事業者の取組としては、ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を実施していただくことほか、ハラスメント防止対策の指針に基づき職場のハラスメント防止対策に取り組んでいただくことなどとしております。

局署の取組としては、千葉産業保健総合支援センターと県内の地域産業保健センターを通じて、中小規模事業場のメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援していくとともに、産業保健に関する助成金などの支援策などを周知していくこととしております。また、ハラスメント防止対策の周知・推進を図っていくこととしています。

33 ページをご覧ください。

重点対策 「労働者の健康確保の推進」の「過重労働対策」についてです。

過重労働対策には、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効です。

そのため、事業者の取組としては、時間外・休日労働時間の削減をはじめ、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度の導入などにより、長時間労働の抑制に取り組んでいただくとともに、長時間労働による健康障害を防止するため医師による面接指導等に取り組んでいただくこととしています。

局署の取組としては、過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底のほか、令和6年4月から時間外上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について改正内容を周知・指導していくことなどとしています。

34 ページをご覧ください。

重点対策 の「産業保健活動の推進」についてです。

全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが重要となります。

そのため、事業者の取組としては、必要な産業保健スタッフを確保し、産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフに対して研修等の体制を整備していただくこととしています。また、治療と仕事の両立に関して、労働者が必要な支援を受けられるよう環境整備に取り組んでいただくこととしています。

局署の取組としては、千葉産業保健総合支援センターと県内の地域産業保健センターを通じて、中小規模事業場における産業保健活動への支援を行うこととしています。また、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を行い、治療と仕事の両立ができる職場環境への支援を行うこととしています。

35 ページをご覧ください。

重点対策 「化学物質等による健康障害防止対策の推進」の「化学物質関係」についてです。

化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質について、ラベル表示、SDS（安全データシート）によりその危険有害性を把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効です。

事業者の取組としては、化学物質管理者の選任と外部専門人材の活用を通じて、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施とその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施していただくなどとなります。

局署の取組としては、化学物質管理者等の育成支援のほか、業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルや中小規模事業者向けの相談窓口・訪問指導や支援ツールなどの周知を図ることとしています。

36 ページをご覧ください。

重点対策 のうち「石綿、粉じん関係」についてです。

石綿、粉じんによる健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効です。

事業者の取組としては、石綿関係については、専門性を持つ者による事前調査を確実に実施していただくほか、石綿事前調査結果報告システムを用いた的確な報告と、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施していただくこととしております。粉じん関係については、関係法令の遵守と、第10次粉じん障害防止総合対策に基づいた自主的な取組などを行っていただくこととしています。

局署の取組としては、石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトによる情報発信を図り、関係マニュアル等の周知、事業場への指導等を実施していきます。粉じんについては、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底、適正な使用の推進等に取り組むこととしています。

37 ページをご覧ください。

重点対策 のうち「熱中症、騒音関係」についてです。

熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講じることが有効です。

そのため、事業者の取組としては、熱中症関係については、暑さ指数の把握とその値に合った熱中症予防対策の措置を適切に実施していただくこととしています。騒音関係については、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断等に取り組んでいただくこととしています。

局署の取組としては、JIS規格に適合した暑さ指数計等の機器・用品の普及を図るとともに、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく指導等を行っていくこととしています。

38 ページをご覧ください。

重点対策 の「電離放射線関係」についてです。

電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効です。

医療機関の事業者に対する取組として、医療従事者の被ばく線量管理と被ばく低減対策に取り組んでいただくとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存・管理を徹底していただくこととしています。

局署の取組としては、医療機関に対して、放射線被ばく管理のため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援することとしています。

以上が、第 14 次千葉労働局労働災害防止計画（案）の概要でございます。

5. 審議

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

ただいまのご説明で 13 次防の浮かび上がった課題、新しい計画のご説明をいただきました。初めて取り入れられた概念や項目もありましたが、ご意見やご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

なお、ご意見、ご質問につきましては、どの資料の、どのページの、どの箇所についてなのか、ということをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

○中島委員

スライド 17 ページに 13 次防のアウトプット指標とアウトカム指標が載っており、2027 年までに何%とありますが、計画策定時にどの程度やっていたのか、足元数値があった方がわかりやすいと思います。

次に、2027 年は 5 年後となりますが、年度ごとの計画はあるのでしょうか。

また、数字がないところをどう捉えているのでしょうか。具体的には、P17(ア)ノーリフトケアの割合 2023 年度と比較して 2027 年度で増加させるとなっているが、具体的な数字がなく、どう捉えているのでしょうか。

そして、ノーリフト器具を導入したとき等、安全対策のための器具を導入したときの助成金があるのかどうか教えていただきたい。

○工藤健康安全課長

率直に言うと、千葉局で持っていない数値があります。

現在考えているのは、初年度である令和 5 年度に、業種や規模を勘案して、一定数の事業場を無作為に選定して自主点検を行うことで把握をしようと思っています。今回の計画は、今までのように死傷者数で判断するのではなく、積極的にデータを取りにいかないといけません。初年度と最終年度に自主点検によりデータを取っていくことを想定しています。達成したかどうか、自主点検でと考えています。

○中島委員

途中はとりますか？

○工藤健康安全課長

中間年度に自主点検を実施したいと考えています。毎年度になると、経済的な事情や、事業場の負担も考えると困難かと考えております。そのため、初年度、中間年度、最終年度の実施を想定しています。

数値が入っていないノーリフトケアについては、全国でもわかっていないので、2023 年と比較してというのは初年度に自主点検をし、どの程度なのか把握することから始まります。

○高村部会長

もう一点のご質問の助成金はどうですか？

○工藤健康安全課長

こちらについては、高年齢労働者が働くこともありうる事業場が多いことから、ひとつの切り取り方になりますが、エイジフレンドリー助成金を活用していただくことも想定しております。

○高村部会長

既にある補助金ですか？

○工藤健康安全課長

既にある補助金制度です。

○高村部会長

私からも関連するご質問ですが、千葉地方労働審議会の資料には毎回、労働行政の運営状況等一覧として関連目標と実績の一覧表を示していただいています。今回取り上げられる指標についても、同様の形式で、定期的にお示しいただ

くことになるのでしょうか。

○工藤健康安全課長

自主点検が集まって集計したときに、災防部会の先生方にはお示しし、ご覧になっていただきたいと考えています。毎年は厳しいと考えているが、これまでご提供している業種別労働災害発生状況などによりお示ししていきたいと考えております。

○高村部会長

他にございますか。

○板倉委員

16 ページに 13 次防振り返りを踏まえた 14 次防の概要ということで、事業者の安全衛生対策の促進、事業者に改めて安全衛生に対する大切さを気づいていただくというのが、強く印象に残りました。その中で 8 つの重点対策が示されており、 の「労働者（中高年齢の女性を中心に）」とありますが、あえて「女性」と入っているのはなぜか教えていただきたい。おそらく 25 ページのグラフで 50,60 代の女性の転倒災害の割合が高いからだと思いますが、一方で、昨今の男女平等の風潮がある中、ここで敢えて「女性」というのを入れたのか教えていただきたい。

あと、13 次防の振り返りで、7 ページに参考として精神障害の労災補償状況、精神障害の請求に関する支給状況があります。なんでも認定というわけではないと思いますが、認定率が低いと感じました。その背景を教えていただければと思います。

○高村部会長

事務局より回答をお願いします。

○工藤健康安全課長

ご質問ありがとうございます。特に女性としているのは、委員のご指摘のとおり、25 ページにあるように中高年齢の女性の災害が多いので、まずはそこをターゲットにしたということです。男女平等、男女格差という意図ではなく、男女で体に特性があります。特に女性の場合は骨も華奢で筋肉量も少ないです。そういう意味で、ちょっとした躓きによる転倒で怪我になりやすいです。そういった方々に対し、怪我が長引かない、怪我そのものをさせないというのもポイントとなります。今回、アウトカム指標で休業日数を 40 日間以下にするという、いわゆる長期化させないという指標も設定しております。中高年齢者の体力づくりもポイントとなります。そういったことも踏まえて、「中高年齢の女性を中心に」としています。ただ、そこだけに力を入れるわけではなく、高年齢労働者とか転倒災害という形で取り組んでいくということには違いはありませんので、敢えて女性だからというアピールではないことをご理解いただきたいと思います。

す。

2つ目のご質問ですが、請求件数に対して支給決定件数が低いというご指摘について、監督署の労災課という部署で決定を行っていますが、認定基準に該当したかどうかの判断になるので、個々の案件を見ないと分からず、ここでの説明は難しいです。申し訳ございません。

○板倉委員

自分のところの会社でも、最近精神障害の方が増えており、休職に入る方も増えています。そういうのを見ているので、現状はどうかかと思い質問させてもらいました。

○高村部会長

診断書が出る基準と労災決定の基準、違うということでしょうか。

○工藤健康安全課長

はい、労災決定は業務上かどうかが基準となります。

○高村部会長

1つ目については、作業行動に起因する労働災害が焦点、作業行動により多く発生しているということでしょうか。

○工藤健康安全課長

はい、とりわけ高齢者が働く3次産業に多く発生している。

○高村部会長

それ以外にいかがでしょうか。

○下村委員

16 ページ、板倉委員のお話と重複しますが、自発的に取り組むということがいいと思います。感想めいた感じになりますが、我々製造業で現場の安全対策活動に取り組んでいます、やらされ感でやっている活動は行き詰まると感じています。自発的に取り組むとなると、経営者や管理者を導いていくのが大事だと思います。そういった中で、事業者にとってもプラスということを知っていただけのように、どうやっていくのが大事なのかと思います。

32 ページにはメンタルヘルスで、好事例の周知啓発、経営層に対する普及強化とありますが、これも、これをやることで安全衛生成績に繋がるとか、企業としても気づきの場になるというのをわかってもらえる方にもっていくのが大事だと思います。ストレスチェックもそうですが、やってみて管理者として気づくことが多く、それが大事で、部下の離職を抑えられます。メリットがたくさんあると思います。そういうところを知ってもらえるよう、この計画をもとに実行に移すとよいと思いました。

○高村部会長

ご意見ありがとうございます。新しい計画では全般的に、自律とか自発的にと

いうのを重視しているのは強く感じます。具体的にどう取り組んでいくのがポイントなのかなと思いますが、補足として事務局より何かございますか。経営にプラスというのをどう周知していくのでしょうか。

○工藤健康安全課長

自発的というのは新基軸です。本省でも来年度は調査をしながら、まず具体的に何をするのかというのを検討し、局には再来年度に具体的な取組が指示されると思います。当面の間は、SAFE アワードといった表彰制度等を活用勧奨していきたいです。また、災害があるとどれだけ損失あるのかというのをご理解いただきながら、人は資本、人的資本という考え方で、経産省がやっている健康優良企業制度などもチャレンジしていただき、健康経営に関する取組をやっていただけないか発信していきたいと考えています。

○高村部会長

15 ページに2つ目の菱形のところ、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知するとありますが、下村委員がおっしゃったように、現場の管理者や経営者の声を伝えてもらうといいと思います。行政だけでなく、実感として感じている当事者の方々の声を届けることが大事だと思います。

○下村委員

それが自発的につながってきます。行政として導かないといけないことも必要だが、それをもっと自分事として捉えていけるような情報提供が大事なんじゃないかなと思います。

○高村部会長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○中島委員

24 ページのエイジフレンドリーガイドラインについて、8割くらい知らなかった、28 ページの荷役作業の安全ガイドラインについて、取組事業場3割しかなかったというご説明がありました。これは、かなり周知ができていないのではないかと感じます。今までの取組をやっていてだめだったので、これからの仕掛けをどうしていくのか、現時点でのお考えはどうでしょうか。

○工藤健康安全課長

ご質問ありがとうございます。まず、エイジフレンドリーガイドラインですが、令和2年に策定され、その年はリーフレットが作成されました。ただ、その後、リーフレット作成されていなかったこともあり、その後の対応が遅れています。そういった反省も踏まえて、現在、本省で予算をとってエイジフレンドリーガイドラインエッセンス版を作成しています。従来のリーフレットは8ページあり、配ったり郵送するにも大変でしたが、もっと薄いものとなる予定です。千葉局に

おいては、このエッセンス版を活用した周知を考えています。

もう一つの荷役作業の安全ガイドライン、こちらについては、従来のものを使いつつも、今回の改正省令により、荷役作業の墜落転落の強化がガイドラインにも盛り込まれるので、作り直しとなった場合は、新たなガイドラインを使った周知に取り組んでいきます。来年度はほとんどの監督署で陸上貨物運送事業者を対象に説明会を行うことになっているので、そこを皮切りにしていきたいと考えています。

○中島委員

変わっただけでは意味がなく、説明会などして周知していかないと理解促進につながらないと思います。ありがとうございます。

○高村部会長

配るという話が出ましたが、物理的に紙で配るのでしょうか。最近だといろいろな周知の方法があり、web という方法もありますが、どうしていくのでしょうか。

○工藤健康安全課長

大手やネット環境が整っている事業場は、ホームページに載っていることを承知していますが、ネット環境が整備されていない小規模事業場もあります。直接事業場に説明した方が早い時もありますので、いずれの行政手法においても使えるような形を踏まえると、書面も必要だし、電子媒体の展開も必要かと考えています。

○高村部会長

複数のツールを組み合わせながら効果的な方法を考えるということですか。

○工藤健康安全課長

そういうことになります。

○高村部会長

配っていくのは大変ですし、説明会というのは効果的だと思います。他にありますか。

○板倉委員

11 ページですが、製造の場ですと、下村委員のところでは重機がたくさんあったり、高温溶融混合物もあったり、重大な災害につながりやすいと思います。小売業だと転倒、躓き、うちも転倒、躓きが多いです。自動車産業の全国組織なのですが、健康増進のため歩こうキャンペーンをやりました。

○高村部会長

従業員の方々ですか。業種問わず、ですか。

○板倉委員

そうです。1 c mの段差でも躓くというのを聞きます。足腰を鍛えようと歩こ

うキャンペーンをやりました。歩数計を使ってやってみたりしました。やらされ感があってはむずかしく、従業員一人一人が意識しないと労災撲滅には繋がらないとつくづく感じていたので、事業者側だけでなく、従業員一人一人が安全に関する意識を高める工夫を、労働組合の立場からも発信していますが、中々他人事に捉えられているようで、これが課題かと思っています。どうやって一人一人の意識を高めたらいいか、これは行政も含めて、発信していただけるといいかなと思います。

○高村部会長

自主的に個人が取り組んでいく仕掛けでしょうか。

○工藤健康安全課長

これは悩むところです。まずは、協会けんぽ等の保険者と何らかの形で連携できるところがないか、来年度は取組を再開したいと考えております。

○高村部会長

前にやっていたということですか。

○工藤健康安全課長

一時、健康診断結果のやり取りを簡便にできないかとか、いろいろな取組を検討したことがありましたが、個人情報保護の壁を越えられず、うまくいかなかったです。ただ、情報共有などはしていましたので、今後は連携の取り方を相談しながら進めたいと思っています。

また、何かいい手法があれば、逆にご教授いただくと大変参考となります。新しい基軸なので、行政としてどのように取り組んでいくのか、悩んでいるところであります。

○高村部会長

先ほどのキャンペーンには、効果、実感できるようなものはありましたか。結果発表とか。

○板倉委員

結果発表はしました。

○高村部会長

ご褒美などもあったのですか。

○板倉委員

ご褒美もあげました。ただ、母数に対してエントリー者が多くなかった。おかしな歩数があったりしたとも聞いたので、仕掛がよくなかったかなとも思っています。

○高村部会長

それは、労働組合独自で行っているのでしょうか。健康保険組合と一緒にやっているのでしょうか。

○板倉委員

単一の組織だけでなく、上部団体が舵取りして行いました。成果があったかは承知していません。相変わらず躓きとかの労災は発生しています。

○高村部会長

他に取り組み等はいかがでしょうか。

○板倉委員

独自にVTRを作ったりもしました。あと、熱中症とかも自分は大丈夫という過信からなってしまうということも往々にしてありました。

○高村部会長

知識としてはあるけれど、自分事としては捉えていなかったということでしょうか。あと、情報として動画を見るのも効果があるのでしょうか。

○板倉委員

動画でなるほどといった組合員さんもいらっしゃると思っている。ですが、一発だけでなく、繰り返しやっていかないと人間は忘れる生き物ですので。

○高村部会長

体重計を事業所に配っていたら、成人病が減ったという話もありました。測ることで、体重管理の意識が働くのではないかということでした。他に何かありますでしょうか。

私から、21 ページのコンソーシアムについて伺いたいですが、コンソーシアムの対象者は事業主の方ですか。

○工藤健康安全課長

事業者のみならず、団体でも健康に関心のある方であれば、参加・加盟を勧奨しています。高村部会長も可能です。

○高村部会長

組合さんといった団体も可能ですか。

○事務局

その通りです。

○高村部会長

どのようにしたら入れますか。

○加藤産業安全専門官

これはポータルサイトがあって、サイトの下の方に加盟の方法が掲載されており、企業の方でも加盟できるようになっています。

○高村部会長

どこが運営していますか。

○加藤産業安全専門官

厚生労働省で行っています。できたばかりで知名度が低いので、是非ご参加を

お待ちしております。都道府県別に加盟状況が出ていて、千葉県は加盟状況が少ないので、是非ご検討をお願いいたします。

○高村部会長

是非ご検討くださいとのことでした。

他はいかがでしょうか。新しい基軸の方向性については、皆様お認めいただけるのではないかと考えておりますが、ご意見や細かいところでご質問あればいかがでしょうか。

○中島委員

22 ページの(1)エビデンスに基づいた対策の推進で労働者死傷病報告のデジタル化とありますが、どういう意味なのでしょう。

○工藤健康安全課長

現在は書面を監督署に提出していただいておりますが、電子申請、電子届出による提出ということになります。これにより、事業者側の負担の軽減、我々としても分析をしやすくなるという目的があります。

○中島委員

ありがとうございます。

○高村部会長

死傷病報告以外の届出もデジタル化ということでしょうか。

○加藤産業安全専門官

36 協定は電子申請をやっていますが、ほとんどがペーパーになっています。この死傷病報告については、入力支援サイトというのがあって、今まではPDFを印刷したものに手で書いてもらう、今はパソコン上に直接入力いただけるものがあります。ただ、それを印刷したものを監督署に出すというアナログなやり方ですが、入力したものをそのまま電子申請ができるようなシステムを構築するというのが今回の取組になっています。

○中島委員

以前、報告をしたことがあったが、どういう状況で怪我されましたかというのを何回か聞かれたことがありました。

○高村部会長

そのやり取りは変わらないのでしょうか。

○事務局

災害状況が不明な内容については、問い合わせをさせていただくことは引き続きとなります。

○高村部会長

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

たくさんご意見いただき、どうもありがとうございました。

委員のご発言からも、ご了承いただいたということでよろしいのではないかと
思っております。ご了承いただけるということでよろしいでしょうか。

○各委員

（了承）

○高村部会長

委員のご意見を踏まえて、進めていただければと思います
審議事項を終了しましたので、事務局の方にお返しいたします。

○司会（三橋）

高村部会長には、円滑な議事進行をいただきありがとうございました。委員の
皆さまには、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

最後に工藤健康安全課長からご挨拶を申し上げます。

○工藤健康安全課長

本日は、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。本日
いただいたご意見などを踏まえ、14 次防を着実に推進してまいりたいと存じま
す。本部会の委員の皆様のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げ、ご挨拶と
させていただきます。ありがとうございました。

○司会（三橋）

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 度千葉地方労働審議会労働災害防止部会を閉会と
させていただきます。